

監査の結果に係る措置通知書

| | |
|---------|-------------------------------|
| 監査対象部局 | 消防本部 |
| 監査の種類 | 令和7年度 定期監査（7監第78号 令和8年1月7日報告） |
| 措置を講じた者 | いわき市長 |
| 通知を受けた日 | 令和8年3月18日 |

| 指摘一覧 | 措置通知日 |
|--|---------------|
| 是正改善を要する事項 | |
| 1 支出事務 超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。 | 令和8年 3月18日 |
| 2 契約事務（その1） 地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した契約事務において、随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。 | 令和8年 3月18日 |
| 3 契約事務（その2） 契約事務において、総価契約の形式で作成された仕様書、設計書及び予定価格により専決がなされているにもかかわらず、単価契約を締結していた例が認められた。また、予定価格が設計額と同額になっていない例が認められた。 | 令和8年 3月18日 |
| 4 契約事務（その3） 契約事務において、予定価格書を入れた封筒が未開封のまま見積結果報告兼契約締結伺を起案し、決裁されている例が認められた。 | 令和8年 3月18日 |
| 5 財産管理事務 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が適正に管理されていない例が認められた。 | 令和8年 3月18日 |

| 是正改善を要する事項 | 措置した内容等 |
|--|---|
| <p>1 支出事務</p> <p>超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。</p> <p>【事例1】</p> <p>令和7年5月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、支給割合が100分の25となる振替に係る超過勤務手当が4時間と記載されていたが、諸手当実績報告書に計上されていなかった。</p> <p>また、令和7年6月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、支給割合が100分の135となる週休日等に係る超過勤務手当が8時間と記載されていたが、諸手当実績報告書には4時間と記載されていた。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p>【事例2】</p> <p>令和7年4月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、超過勤務手当の支給割合が100分の125となる時間数総計は3時間3分、100分の150となる時間数総計は5時間29分であることから、諸手当実績報告書においては、100分の125となる</p> | <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>諸手当実績報告書を作成する際に、パソコンでの入力漏れ及び誤入力があったものです。さらに、報告書作成後の確認作業においても誤りを見落としたため発生したものです。</p> <p>[是正措置を講じた内容]</p> <p>令和7年5月分の振替に係る4時間分の超過勤務手当(支給割合:100分の25)及び令和7年6月分の週休日等に係る4時間分の超過勤務手当(支給割合:100分の135)については、それぞれ対象職員に対し、10月分の給与にて追加支給しました。</p> <p>[改善措置を講じた内容]</p> <p>パソコンでの入力漏れ及び誤入力防止のため、集計するExcelシートに超過勤務の合計時間と繰り上げ・繰り下げ処理した時間のデータを照合し、データの不一致があればエラー表示する機能を追加しました。その上で、超過勤務及び特殊勤務命令簿における計算や諸手当実績報告書の報告内容に誤りがないことを複数の職員で確認する措置を講じました。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>諸手当実績報告書を作成する際に、パソコンでの誤入力があったものです。さらに報告書作成後の確認作業においても誤りを見落としたため発生したものです。</p> |

| 是正改善を要する事項 | 措置した内容等 |
|---|---|
| <p>時間数は3時間、100分の150となる時間数は5時間となるべきところ、100分の125となる時間数は4時間、100分の150となる時間数は4時間と記載されていた。 (中央台分遣所)</p> <p>【事例3】 令和7年4月分の超過勤務及び特殊勤務命令簿において、機関員手当の支給対象業務に従事した勤務数が合計7勤務となるどころ、8勤務と計算されていた。また、諸手当実績報告書においても、当該勤務について8勤務と記載されていた。 (小川分遣所)</p> <p>2 契約事務(その1) 地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した契約事務において、随意契約に関する事務が適切になされていない例が認</p> | <p>〔是正措置を講じた内容〕 10月分の給与支給の際に、対象職員の支給割合100分の125の超過勤務手当については、1時間分の戻し入れ、支給割合100分の150の超過勤務手当については、1時間分の追加支給を行いました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕 パソコンでの誤入力等を防止するため、集計するExcelシートに超過勤務の合計時間と繰り上げ・繰り下げ処理した時間のデータを照合し、データの不一致があればエラー表示する機能を追加しました。その上で、超過勤務及び特殊勤務命令簿における計算や諸手当実績報告書の報告内容に誤りがないことを複数の職員で確認する措置を講じました。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕 超過勤務及び特殊勤務命令簿を作成する際に、機関員手当の対象外であるにもかかわらず、機関員手当を誤入力してしまい、さらに実績報告書作成後の確認作業においても誤りを見落としたため発生したものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕 12月分の給与支給の際に、対象職員の機関員手当1勤務分の戻し入れを行いました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕 超過勤務及び特殊勤務命令簿の記載内容に誤りがないことを複数の職員で確認する措置を講じました。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕 随意契約に関する確認事項の理解不足で、随意契約確認表に記載された事務を行わな</p> |

| 是正改善を要する事項 | 措置した内容等 |
|---|--|
| <p>められた。</p> <p>※ 消防団デジタル化アプリケーション「Fire Chief」使用契約に関する契約事務において、選定した業者が入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、「業務等に必要な資格・免許等の保持確認」等を行わなければならないが、必要な確認等が行われないうまま専決者の決裁を受けていた。なお、随意契約確認表において不適当な箇所に押印がなされ、このことにより、確認事項に記載された事務が行われないうまま専決者の決裁を受けていたものである。</p> <p>不適切な随意契約事務を防ぐ観点からも、確認の形骸化には十分留意されたい。 (総務課)</p> | <p>いまま決裁手続きを進めてしまったため発生したものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕 随意契約確認表の訂正を行い、随意契約確認表において必要とする暴力団の該当性調査等を実施し、問題ないことを確認しました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕 専決者を含め課内全体において、契約課作成の「随意契約に関する事務執行のための指針」を周知徹底するとともに、起工兼見積執行伺の段階でも、専決者を含めて再度確認することにしてチェック体制を強化しました。</p> |
| <p>3 契約事務 (その2)</p> <p>契約事務において、総価契約の形式で作成された仕様書、設計書及び予定価格により専決がなされているにもかかわらず、単価契約を締結していた例が認められた。また、予定価格が設計額と同額になっていない例が認められた。</p> <p>※ 感染症廃棄物収集運搬・処分業務委託に係る契約事務において、仕様書及び設計書が総価契約の形式で作成され、予定価格についても価格の総額で決定されていたが、排出数量に応じた単価契約を締結していた。また、予定価格は設計額と同額としなければならないところ、税抜価格を予定価格として定めていた。 (警防課)</p> | <p>〔指摘事項が発生した原因〕 仕様書及び設計書の作成や予定価格の決定を行うにあたり、総価契約と単価契約の違いについて、理解が不十分のまま事務処理及び決裁を行ったため、発生したものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕 契約済みの事例であり、遡及して修正できないため、是正措置を講じることができないものです。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕 専決者を含め課内全体において、仕様書及び設計書の作成や予定価格の決定などの契約事務における総価契約と単価契約の違いについて周知徹底するとともに、契約課作成の「役務的業務委託に関する契約事務の指針」を改めて確認し、チェック体制を強化しました。</p> |

| 是正改善を要する事項 | 措置した内容等 |
|---|--|
| <p>4 契約事務（その3）</p> <p>契約事務において、予定価格書を入れた封筒が未開封のまま見積結果報告兼契約締結伺を起案し、決裁されている例が認められた。</p> <p>※ Net119緊急通報システム保守業務委託に関する契約事務において、予定価格書を入れた封筒が未開封のままであり、予定価格書の比較価格と見積書の金額を比較していないにもかかわらず、見積結果報告兼契約締結伺を起案し、専決者の決裁を受けていた。</p> <p style="text-align: right;">（指令課）</p> | <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>毎年度、特定事業者との随意契約であり、予定価格も変動がなかったことから、予定価格書を未開封のまま見積結果報告兼契約締結伺を起案し、専決者も未開封に気付かず決裁してしまったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>予定価格書を開封し、記載内容に誤りがないことを確認し、予定価格書の比較価格と見積書の金額を比較し、契約に問題がないことを確認しました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>専決者を含め、課内全体において契約課作成の「役務的業務委託に関する契約事務の指針」を改めて確認し、チェック体制を強化しました。</p> |
| <p>5 財産管理事務</p> <p>郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が適正に管理されていない例が認められた。</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、総務課では監査実施時点（令和7年9月30日）において、郵便切手等管理簿が適正に管理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p> | <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>郵便切手等管理簿に使用枚数を誤って記入したため、現物と一致しなかったものです。</p> <p>〔是正措置を講じた内容〕</p> <p>郵便切手等管理簿を整理し、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿を一致させました。</p> <p>〔改善措置を講じた内容〕</p> <p>郵便切手等の管理を徹底するとともに、庶務担当職員と係長等、複数人で郵便切手等の現物と郵便切手等管理簿が一致していることを確認し、郵便切手等管理簿に確認者の名前を記載する対策を講じました。</p> |